## 浮間公園多面的活用プロジェクト 質問回答

No.	質問対象	質問要旨	回答
1	公募要項P.4 3.事業期間	令和4年6月末の営業開始を目標と 記載がございますが、令和3年の営業 開始は可能でしょうか。	公募要項に記載している事業開始時期はあくまで目安です。都市公園法及び関係法令・条例の許可等を受けるとともに、事業計画の提出がされ、工事が完了していれば、令和4年6月以前の営業開始も可能です。
2	同上	更新不可となる場合はどのような条件 がございますか。	公募要項P.11 6(1)事業の中止に該当する場合など が考えられます。
3		休憩施設については、便益施設の外 構部や周辺部と記載がございますが、 便益施設から離れた場所の設置は可 能でしょうか。	その場所に設置することで、公園利用者の利便性がより向上するものであれば、店舗外構や周辺でなくても構いません。実際の設置に当たっては、現地の状況を踏まえ、都との協議により、位置を変更する可能性があります。
4	同上		提案内容によりますが、最低でも3卓のテーブル設置 を求めておりますので、飲食ができるスペースも想定 されます。
5	公募要項P.6 2 便益施設(飲食施 設)の設置 (1)便益施設(飲食施 設)の設置に関する 条件	事前に工事に関する規制(工事車両の 搬入出経路、工事時間等)をお教え 頂くことは可能でしょうか。	事業者決定後、工事計画を提出いただく中で、工事時期や現場の状況を踏まえて判断していきます。例としては、車両は時速10km以下でハザードをつけて徐行、誘導員を配置、利用者の多い時間の搬入は避ける、大型車の通行には場所により養生を行うなどの対応が必要となります。
6	同上	看板等の広告物については300㎡ の範囲内での設置となり、使用料の 対象となる認識でよろしいでしょう か。	東京都屋外広告物条例において公園は禁止区域に定められています。条例で定める自家用広告については、 規則で定める基準に適合していれば、設置許可範囲内 において設置可能ですので、土地使用料の対象となり ます。
7	同上	樹木移設、伐採は事業者の手配した 業者での実施でよろしいでしょう か。	都と協議の上で実施していただきますが、事業に伴い 必要となる作業のため、事業者の手配した造園業者の 実施で構いません。
8	同上	建築物の高さ、階層に決まりはある のか。	要項上、制限はしておりませんが、法令に反しないことが前提となります。また、公園の景観や利用者に配慮した施設としてください。
9	同上	設置する収益施設はコンテナやプレハ ブのような簡単な構造のものでも構 わないか。	建築基準法をはじめとした各種法令に適合した建築物等であれば、構造自体を指定するものではありません。その場合でも、公募要項の基本的な方向性や収益施設の設置に関する条件を満たした施設として下さい。なお、評価の視点として、園内の緑や景観と調和し、公園や地域の特性を踏まえたデザインか、天候・季節に応じて快適に過ごせる工夫がされているか、などがあります。

No.	質問対象	質問要旨	回答
10	公募要項 P.7 便益施設(飲食施 設)の運営及び管 理に関する条件	収益施設の営業時間と営業日数の目 安はあるか。夜間営業も可能か。	夜間営業についても提案可能です。提案に当たっては、公園利用者の利便性及び公園の魅力の向上につながるとともに、公園施設としてふさわしい営業条件(営業日、時間、内容)を設定してください。休業日を設ける場合は、年末年始を除き、土日祝日以外としてください。
11	同上	工事計画について、指定管理者と協 議を行うことになっておりますが、指 定管理者は現状どこが行っております か。	現在の浮間公園の指定管理者は、公益財団法人東京都公園協会になります。
12	同上	雨水は既設に接続してよろしいでしょうか。	雨水に関しては、既設に接続しても構いません。
13	同上	地中障害物の撤去の判断は事業者で 行ってよろしいでしょうか。	工事計画等を調整する際に、都との協議により決定します。
14	同上	緑地面積の規定はございますか。	公園施設の設置許可に関しては、緑地面積の規定はご ざいませんが、建築確認等に係る規定については、各 所管部署にて、個別にご確認ください。
15	同上	「都と協定を締結した事業者が運営するものとします。」と記載がございますが、設置許可をうけ、フランチャイズで運営を行うことを想定しておりますが、問題ないでしょうか。	東京都立公園条例第20条で設置許可の権利を第3者へ譲渡転貸することを禁止しています。ただし、都と協定を締結した事業者が設置許可を受け、施設を建築し、その所有権を持ち、施設の管理運営に関して、都に対して当事業の責任を負い、都の指示を受けた際に現場を指導できる体制を構築していれば可能です。
16	公募要項 P.1 0 土地の使用料、占 用料等	土地使用料及び占用料の単価は、基本的に10年間固定か。毎年の変動があるか。	土地使用料及び占用料について、現在は概ね2年に1 度、見直しを行っています。今後も変動の可能性があ ります。
17	同上	占用許可申請の提出先はどちらでしょ うか。	東部公園緑地事務所管理課(東京都台東区上野公園 7 -47)になります。占用許可に限らず、便益施設の 設置許可の提出先も同様です。
18	公募要項 P.1 1 工事期間中の占用 料	工事中は収益施設範囲外の園地を作業ヤードとして使用することは可能か。その場合、占用料の負担はあるか。解体期間中も同様か。	必要と認められる場合、収益施設範囲外についても工事ヤードとして占用が可能です。この場合、占用料が発生します。解体期間中も同様です。実際に使用可能な場所等については、公園利用に支障のない範囲で、都と協議の上決定します。
19	同上	占用許可申請の申請局はどちらでしょ うか。	No.17と同じです。
	公募要項 P.1 1~1 2 事業の中止等	営業不振等による中途解約は認められるか。また違約金等の考え方があれば教えてほしい。	営業不振等により、中途解約をせざるを得ない場合は、東京都立公園条例第10条2項に基づき、設置許可の廃止申請を行っていただきます。違約金という考え方はありませんが、原状回復を行っていただきます。

No.	質問対象	質問要旨	回答
21	公募要項 P14 応募者の構成	設置許可受者は東京に支店があれば 良いのか。	東京に支店があり、本件事業に係る全ての権限を支店に委任する場合は可能です。その際、設置許可受者は支店となりますので、応募者も支店名義としていただくとともに、委任状(別紙1参考様式)を提出してください。なお、支店名義で応募した場合でも、財務諸表は本社のものを提出いただいても構いません。
22	様式6-1 便益施設(飲食施設) における取組-1	【記載における注意事項】のA3の場合は2枚まで、A4の場合は4枚までというのは、図面、デザインパースを含めない枚数でよろしいでしょうか。	記載事項①~③の内容についての制限ですので、添付する平面図、断面図及びイメージパース等は制限枚数に含めずに検討ください。
23	資料5 平成30年度浮間 公園アンケート調 査の結果について 浮間公園の満足度 について	催事・イベントの充実度の記載がございますが、現状どのような催事・イベントの実施例がございますか。	別紙2のとおりです。
24	その他	公園内外の広告掲示の指定箇所は設定されているか。また販促の制限はあるか(SNS、チラシ等)。	園内への広告掲示については、設置許可エリア内の自家用広告は可能です。東京都立公園条例第16条第4号において、都立公園内で広告宣伝することを制限しているため、園内でのチラシ配布は原則としてできませんが、SNSについては特に制約はありません。
25	その他	園内および周縁部で施設サインの設置 が可能な場所を教えてほしい。	看板・サイン類は便益施設の設置許可範囲外に設置することはできません。都では、公園利用者の利便性向上のため、適宜、園内案内板等に表示を行いますが、例えば、「レストラン」「カフェ」と表示し、店舗名については表示しません。

参考様式

令和 年 月 日

## 委 任 状

東京都知事

小池 百合子 様

委任者

所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

印

私は、下記の者に、都立浮間公園多面的活用プロジェクトに係る全ての権限を委任します。

受任者

所 在 地商号又は名称役 職 名氏 名

印

## 平成31年度(令和元年度)イベント等実績

イベント名	実施時期
写真コンテスト	4月~10月
手ぶらで写生会	5月11日
	6月24日~7月7日
  日本の季節の風物詩	9月11日~9月13日
日本の字則の風物討	12月1日~12月25日
1	12月28日~1月7日
自然観察会	7月13日、10月13日、2月16日
ちびっこ釣り大会	9月19日、20日、21日、26日、27日
6公園スタンプラリー	11月1日~12月15日
地域発掘マーケット	11月3日
公園魅力アップデイ	11月3日、16日
犬のマナーアップキャンペーン	11月10日
スポーツイベント	11月16日
公園探検ツアー	11月16日
自然ふれあいクラフト教室	12月8日
舟渡桜まつり	3月28日、29日 (コロナ中止)